

血 壓 經 事

税拔)

[illegible]

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

（建設工事の種類）

工事（税込・税抜）

*記入例 1 工事経歴書記入例
（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

注 文 者	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏 名	配 置 技 術 者 主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額 うち、 〔・PC ・法面処理 ・鋼橋上部〕	工 期 着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
国土建設	元請	上田邸木造住宅解体工事	東京都 千代田区	東京一郎	レ	9,000千円	平成25年12月 平成26年1月
北海道開発	〃	仙台邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	レ	4,500千円	平成26年2月 平成26年3月
東北土木	〃	錦住宅敷地盛土及び 基礎工事	〃	一宮二郎	レ	3,200千円	平成25年3月 平成25年4月
関東建設	〃	豊橋川改修工事の内 掘削工事	〃	津島平一	レ	2,500千円	平成25年5月 平成25年5月
北陸産業	〃	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	レ	2,000千円	平成26年1月 平成26年1月
中部塗装	〃	豊川アパート改修工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ	1,900千円	平成25年10月 平成25年11月
近畿組	〃	宗ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	レ	1,800千円	平成25年9月 平成25年9月
中国建築	〃	一般国道99号線道路 新設工事	〃	名古屋三郎	レ	1,700千円	平成26年2月 平成26年3月
四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ	1,600千円	平成25年4月 平成25年4月
九州工業	〃	三重邸玄関 コンクリート工事	東京都 足立区	岡崎三男	レ	1,500千円	平成25年12月 平成25年12月
沖縄機械	〃	讃岐邸新築工事の内 基礎工事	東京都 中央区	豊田一郎	レ	1,000千円	平成25年4月 平成25年5月
国交太郎	下請	県B～Kの件数≤10件 工事	〃	岡崎三男	レ	1千円	平成25年5月 平成25年5月
建設次郎	〃	県道123号線道路側溝工事	東京都 新宿区	岡崎三男	レ	7,000千円	平成25年5月 平成25年5月
2 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記入終了						ページごとの元請工事に係る完成 工事高の合計額（A～K）	
小 計						13 件	うち 元請工事 30,700千円
合 計						52 件	うち 元請工事 50,000千円

元請工事に係る完成工事高の合計額

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② 下請工事に係る完成工事

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

工事（税込・税抜）

（建設工事の種類）

*記入例2 工事経歴書記入例
（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のあ り都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者 氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額 うち、 ・PC ・法面処理 ・編組上部	工 期 着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
国土建設	元請		上田邸木造住宅解体工事	東京都 千代田区	東京一郎	レ	10,000千円	平成25年12月 平成26年1月
北海道開発	〃		仙台邸車止め設置工事	〃	愛知太郎	レ	4,500千円	平成25年2月 平成25年4月
東北土木	〃		錦住宅敷地盛土及び 基礎工事	〃	一宮二郎	レ	3,200千円	平成25年3月 平成25年4月
関東建設	下請		豊盛川改修工事の 1元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記入	〃			8,000千円	平成25年5月 平成25年5月
北陸産業	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	レ	5,500千円	平成26年1月 平成26年1月
中部塗装	〃		豊川アパート改築工事の 内足場仮設工事	〃	岡崎三男	レ	2,500千円	平成25年10月 平成25年11月
近畿組	〃		栄ビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	レ	2,000千円	平成25年9月 平成25年9月
中国建築	〃		一般国道99号線道路 新設工事	〃	名古屋三郎	レ	1,900千円	平成26年2月 平成26年3月
四国道路	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	レ	1,800千円	平成25年4月 平成25年4月
九州工業	元請		三重邸玄関 コンクリート工事	東京都 足立区	岡崎三男	レ	1,700千円	平成25年12月 平成25年12月
沖縄機械	下請		讃岐邸新築工事の内 基礎工事	東京都 中央区	豊田一郎	レ	1,600千円	平成25年4月 平成25年5月
国交太郎	〃		県道758号線道路側溝工事	〃	岡崎三男	レ	1,500千円	平成25年5月 平成25年5月
建設次郎	〃		県道123号線道路側溝工事	東京都 新宿区	岡崎三男	レ	1,000千円	平成25年5月 平成25年5月
B～C+F～Mの件数≤10件							ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額（A～C+J）	
2 軽微な工事が10件に達したため記入不要							うち 元請工事	
小 計							13 件	19,400千円
B～C+F～Mの件数≤10件							ページごとの元請工事高の合計額（A～M）	
小 計							13 件	45,200千円
B～C+F～Mの件数≤10件							全ての完成工事高の合計額	
小 計							52 件	70,000千円
B～C+F～Mの件数≤10件							元請工事に係る完成工事高の合計額	
小 計							52 件	25,000千円

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事

工事経歴書

とび・土・工・コンクリート

工事（税込・税抜）

（建設工事の種類）

*記入例3 工事経歴書記入例
（全ての完成工事高の合計額7割に達した場合）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のあ り 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者 氏 名 主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額 うち、 ・PC ・法面処理 ・編橋上部	工 期 着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
国土建設	元請	JV	上田邸木造住宅解体工事	東京都 千代田区	東京一郎	千円 100,000千円	平成25年12月 平成26年1月
北海道開発	"	JV	仙台邸車止め設置工事	"	愛知太郎	千円 60,000千円	平成26年2月 平成26年3月
東北土木	"	"	錦住宅敷地盛土及び 基礎工事	"	一宮二郎	千円 3,200千円	平成25年3月 平成25年4月
関東建設	下請	"	豊橋川改修工事（1元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記 堀削工事）	"		千円 8,000千円	平成25年5月 平成25年5月
北陸産業	"	"	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	千円 7,500千円	平成26年1月 平成26年1月
中部塗装	"	"	豊川アパート改築工事の内 内足場仮設工事	"	岡崎三男	千円 6,300千円	平成25年10月 平成25年11月
近畿組	"	"	栄ビル新築工事の内 くい打ち工事	"	豊田一郎	千円 4,950千円	平成25年9月 平成25年9月
中国建築	"	"	一般国道99号線道路 新設工事	"	名古屋三郎	千円 2,150千円	平成26年2月 平成26年3月
四国道路	"	"	一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	"	愛知太郎	千円 1,800千円	平成25年4月 平成25年4月
			A～Cの合計額≥Yの7割		2記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記入終了		平成 年 月
			A～Iの合計額≥Xの7割				平成 年 月
							平成 年 月
							平成 年 月
							平成 年 月
							平成 年 月

小 計	9 件	千円 193,900千円	うち 元請工事 千円 163,200千円
合 計	52 件	千円 275,000千円	うち 元請工事 千円 233,000千円

・・・「軽微な工事」

全ての完成工事高の合計額

ページごとの完成工事高の合計額（A～I）

ページごとの元請工事に係る完成
工事高の合計額（A + B + C）

元請工事に係る完成工事高の合計額

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

⑧
法面処理工事の内訳工事が
あった場合の例

①
とび・土工・
コンクリート
工事
（建設工事の種類）
②
（税込・税抜）
工事
③
税抜

④
税抜

⑤
税抜

⑥
税抜

⑦
税抜

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	⑥ 配 置 技 術 者		⑦ 請 負 代 金 の 額 うち、 ・ PC ・ 法面処理 ・ 鋼橋上部	工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
国土建設	元請	JV	上田邸木造住宅解体工事	東京都 千代田区	東京一郎	〳	100,000 千円	平成 25 年 12 月	平成 26 年 1 月
北海道開発	〳	JV	仙台邸車止め設置工事	〳	愛知太郎	〳	60,000 千円	平成 26 年 2 月	平成 26 年 3 月
東北土木	〳		錦住宅敷地盛土及び 基礎工事	〳	一宮二郎	〳	3,200 千円	平成 25 年 3 月	平成 25 年 4 月
関東建設	下請		豊橋川改修工事の内 掘削工事	〳	津島平一	〳	(8,000) 18,000 千円	平成 25 年 1 月	平成 25 年 3 月
北陸産業	〳		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〳	半田五郎	〳	7,500 千円	平成 26 年 1 月	平成 26 年 1 月
中部塗装	〳		豊川アパート改築工事の 内足場仮設工事	〳	岡崎三男	〳	6,300 千円	平成 25 年 10 月	平成 25 年 11 月
近畿組	〳		栄ビル新築工事の内 くい打工事	〳	豊田一郎	〳	5,100 千円	平成 25 年 9 月	平成 25 年 9 月
中国建築	〳		一般国道 99 号線道路 新設工事	〳	名古屋三郎	〳	2,000 千円	平成 26 年 2 月	平成 26 年 3 月
四国道路	〳		一般国道 100 号線道路改良 工事の内カッター工事	〳	愛知太郎	〳	1,800 千円	平成 25 年 4 月	平成 25 年 4 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月

⑨ 小 計		⑦ 9 件	① 193,900 千円	② 50,000 千円	③ うち 元請工事 163,200 千円	④ 50,000 千円
⑩ 合 計		⑦ 52 件	① 275,000 千円	② 50,000 千円	③ うち 元請工事 233,000 千円	④ 50,000 千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の「前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大い順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。）ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大い順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大い順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
- 主な完成工事について、請負代金の額の大い順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大い順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)		(二)		(三)	
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事	土木一式工事	プレストレストコンクリート工事		PC	
		法面処理工事		法面処理	
		鋼橋上部工事		鋼橋上部	

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

〈工事経歴書の記入方法と注意事項〉

- * この表は、建設業法第2条別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成してください。
- * 消費税抜きの千円未満切捨てで記入してください（免税業者も消費税抜きで記入してください）。
- * 消費税率の改正が行われましたので、税抜き金額の記入の際は税率に注意してください。
- * 工事の記入方法等は31ページから36ページまでの記入例等を参照してください。

工事の記載順

ア 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいいます。以下同様）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工率高。以下同様）の合計7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入してください。

元請工事の合計額の7割に達する前に、工事1件の請負代金の額が税込み500万円（建築一式工事は税込み1500万円）未満等の軽微な工事（建設業法施行令第1条の2第1項を参照。以下「軽微な工事」といいます。）となった場合はそこから10件まで記入してください。また、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記入する必要はありません。

イ アに続けてアを除いた元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいいます。（以下同様）に係る完成工事について、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるまで、請負代金の額の大きい順に記入してください。元請工事及び下請工事の合計額の7割に達する前に軽微な工事となった場合は、そこから10件まで記入してください。（ただし、**軽微な工事は、1業種につき、元請工事及び下請工事合わせて10件を超えて記入する必要はありません。**）。また、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記入する必要はありません。

※ 請負金額の高い順とは限りません。

① 建設業法第2条の別表による工事の種類を記入してください。

「直前3年の各事業年度における工事施工金額 様式第3号（第2条関係）」の「許可に係る建設工事の施工金額」に記載した工事種別の工事を記入してください。

② 「税抜」を○で囲んでください。＊請負代金の額は、消費税抜きで記入してください。

③ 契約書等に記載されている「注文者」を記入してください。

④ 元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記入してください。

⑤ 工事名は、内容が分かるように記入してください。

例 ア. 塗装工事の場合：道路維持工事（路面表示工事）

イ. 管工事の場合：山田邸新築工事（給湯設備工事）

⑥ 完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により工事現場に配置された技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記入してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合は、変更前の者も含む全ての者を記入してください。

＊ 監理技術者等：

発注者から直接請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（複数ある場合はその総額）が税込み３０００万円以上（建築一式は税込み４５００万円以上）になる場合は、監理技術者を置かなければなりません（よって、下請工事は該当しません。）。「公共性のある工作物に関する重要な工事」は、主任技術者及び監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならず、「営業所の専任技術者」との兼任もできません（「公共性のある工作物に関する重要な工事」以外の工事であっても、原則として営業所の専任技術者との兼任はできません。）。

＊ 公共性のある工作物に関する重要な工事＝請負金額が税込み２５００万円以上（建築一式の場合は、税込み５０００万円以上）のうち、個人住宅を除いたほとんどの建設工事が対象

詳しくは、建設業法第２６条第３項、建設業法施行令第２７条を参照

＊ 配置技術者が、監理技術者資格者証の交付を受けていても、当該工事が、監理技術者の設置を要さない工事は、主任技術者の欄に「レ」点をしてください。また、ＪＶ（共同企業体）の場合は、構成員である全業者（会社）が監理技術者等を設置しなければなりませんので、配置技術者の欄は、代表業者ではない業者であっても、自社の技術者の氏名を記入してください。

＊ 建設業法施行規則の改正により創設された「登録基幹技能者講習」を修了していても、これだけでは、建設業法第２６条に規定された配置技術者（主任技術者及び監理技術者）及び営業所の専任技術者にはなれません（建設業法第７条第２号又は第１５条第２号に該当していなくてはなりません。）。

＊ 工事現場に監理技術者を設置しなければならない工事は、特定建設業許可業者でなければならず、また、元請工事に限ります。

＊ 直接的恒常的な雇用関係にない出向者は、原則として配置技術者（監理技術者又は主任技術者）にはなれません（平成１６年３月１日付け国総建第３１５号「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省のホームページ）２－４を参照）。派遣社員もなれません。

⑦ 前記の「工事の記入順」や３１ページから３６ページまでの記入例等を参照し、間違えないように記入してください。

＊ 請負代金の額は、消費税抜きで記入してください。

＊ ＪＶ（共同企業体）として行った工事は、ＪＶ全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記入してください。また、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記してください。

⑧ 内訳工事業種一覧の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、（二）欄に掲げる工事があるときに、（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の金額を記入してください。

＊ 内訳工事業種一覧

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	ＰＣ
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- ⑨ 小計の欄はページごとの合計額等を記入してください。
- ㊦ 完成工事高の件数
 - ㊧ 完成工事高
 - ㊨ 前記⑧の内訳工事業種一覧の（二）に該当する場合、その合計額
 - ㊩ ㊧のうち元請工事の完成工事高
 - ㊪ ㊨のうち元請工事の完成工事高
- ⑩ 合計の欄は、各業種の最終ページにおいて、該当業種（１業種ごと）の合計額を記入してください。
- ㊦から㊩までの記入方法については、⑨を参照してください。
- ＊ 合計の欄の件数及び金額は、全業種分の工事経歴書に記載された全業種の総合計ではなく、業種ごとの直近１年分の総合計になります。また、業種ごと（元請・下請の区分を含みます。）の金額は、決算報告（変更届）の「直前３年の各事業年度における工事施工金額」及び帳票「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」（２１ページを参照）の金額に一致します（一式工事に振り替える場合を除きます。）。

〈海外子会社の経営実績の評価〉

建設業者の海外進出意欲の醸成を図る観点から、海外子会社の完成工事高が評価対象となりました。なお、評価に当たっては、国土交通省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定後に、許可行政庁が審査することとなります。